

令和4年4月8日

保護者 各位

岡山県立水島工業高等学校
校長 森 尚 貴

新型コロナウイルス感染症に係る生徒の出欠の取扱いについて

平素から本校の教育活動への御理解と御協力に厚く御礼申し上げます。

この度、県教育委員会からの通知を受け本校生徒の出欠の取扱いの目安について、つぎのように改めましたのでお知らせします。該当すると思われる場合は、担任までご相談ください。

また、全国的に感染者数が高止まりしている状況もあり、県立学校の行動基準は4月1日からレベル2の対応となっています。各家庭におかれましても、引き続き感染防止対策をよろしくをお願いします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童生徒等に発熱や咳等の症状がみられる場合
※コロナワクチン接種に伴う副反応であるかに関わらず発熱等の症状が見られるときは、これに該当する。
- (4) 児童生徒等の同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合（「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用）
- (5) 学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした場合。

※出席停止とする期間

- (1) については、保健所等が指示する日まで、
- (2) については、濃厚接触者として待機を求められている期間
※オミクロン株の場合は、陽性者との最終接触日から7日間
- (3) 及び(4) については、症状がみられなくなるまで、若しくは医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の疑いなくなるまで
- (5) については、濃厚接触者の取扱いに準ずる。

2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合

(3) ワクチン接種に伴う副反応で、発熱等の風邪症状以外の腕の痛み等の症状があり、主治医や学校医と相談し、登校を控えるべきと判断された場合

3 協力いただきたい感染防止対策

- (1) 登校前の検温の徹底（発熱や咳等の症状がある場合は登校を控えてください。）
- (2) 身体的距離の確保（「レベル2」では1mを目安）
- (3) マスクの着用・咳エチケット（校内及び公共交通機関を利用する場合は着用）
- (4) 手洗い・うがい・手指消毒の励行
- (5) 換気